

高齢化と地方財政

1. はじめに
2. 老人福祉の地域間格差
3. 固定資産税と地方財政源格差
4. むすびにかえて

齊 藤 慎*

要 約

これまで経験したことのないような高齢化社会を迎えようとしている日本において、重要な問題となる可能性のある老人福祉費と固定資産税を取り上げ、現状とその問題点を指摘した。

老人福祉費については、齊藤慎・中井英雄(1991)の行った研究をベースとして、この研究で取り上げられた要因に、自治体の福祉に取り組む姿勢を代表する変数として老人家庭奉仕員数を、さらに高齢化社会における家族の相互扶助機能を代表する平均世帯人員を加え方程式を改良した。

固定資産税については、予定されている改正案では、地方全体としての税収は増加するが、現在以上に税源の配分が偏在化するという問題点を指摘した。このような事態を避けるためには、望まれるタックス・ミックスについてのさらに踏み込んだ検討が必要とされる。

1. はじめに

これまで経験したことのないような高齢化社会を日本は迎えようとしている。いわゆる高齢者の人口全体に占める比率が高いだけでなく、さらに高齢の75歳以上の後期高齢者の構成比が高く、さらに、高齢化のスピードがヨーロッパ諸国に比べて著しく速いことも日本における高齢化の大きな特徴である。¹⁾

80年代後半からこのような高齢化に対処するためさまざまな施策が開始され、またこれからさまざまな新規の事業が必要となつてこよう。たとえば、89年12月に策定された「高齢者保健福祉推進十か年計画」(ゴールド・プラン)を契機として、

翌年6月には、老人福祉法など福祉関連8法が改正され、91年度からは高齢者保健福祉推進事業が施行されている。これら一連の施策は、従来からの全国画一的な福祉ではなく、地理的条件、同居率、扶養意識、地縁・血縁など地域の実情にあった形の「地域福祉」をめざすものであると言われている。

来るべき高齢化が日本の社会・経済に与える影響をきわめて深刻なものであろうが、現時点で考え得る財政部門特に地方財政への影響はどのようになるかを考案してみよう。

今後の望ましい福祉施策の方向としては地域の実情および家計のライフ・スタイルの変化に合致するような福祉を確立することが望ましいと思わ

*大阪大学教養部

れ、地方公共団体の自主的な福祉施策が行えるような環境を作っていく必要がある。このためには国庫支出金を伴う補助事業の比重を引き下げ、何らかの財源措置を行った上で地方単独事業の充実を図らねばならない。しかし一方では、現実に地方団体間で深刻な財政力の格差があり、このような環境作りは福祉サービスに関する地方単独事業の新たな地域間格差を引き起こす危険性もある。わが国の地方財政制度はこれまでどちらかといえば行政サービスに関してはナショナル・ミニマムの達成を、地方税制度について全国一律をめざしてきたため、財政力の強い団体が独自に福祉サービスを充実したとき、隣接する団体の住民もそれと同等のサービス水準を要求することも有り得る。このような事態が起こるとすれば、財政力の弱い団体は福祉支出の増大により財政状況がさらに逼迫する可能性があり、ひいてはそれが将来の国民負担率を引き上げる可能性もある。

このような問題意識のもとで、本稿では地方財政への効果のうち現時点で比較的方向の分かっている老人福祉費の決定要因と、高齢化社会における老人の生活にかなり大きな影響を与えと思われる固定資産税の問題について考察してみよう。

2. 老人福祉費の地域間格差

(1) 民生費における老人福祉費の位置づけ

まず、第一に市町村が主として行う福祉を考えてみよう。市町村の歳出を広義の福祉面から把握することは現実にはかなり困難である。市町村の支出は全体的に地方住民の厚生水準を上昇させるために使われており、どの費目を含めるかについてはそれほど明確な基準が存在するわけではない。深谷昌弘(1977)も指摘するようにあらゆる地方歳出が関連することになってしまう可能性がある。²⁹⁾

そこでもう少し狭い意味での福祉を目的別歳出で捉えてみよう。直接福祉に関連するのは民生費だけでなく、理論的には関連するさまざまな福祉的な支出が含まれるべきである。しかし、歳出の

うちでは特に、衛生費や労働費の一部はこの範囲に加えるべきことが比較的明確であろう。たとえば、衛生費に含まれる公衆衛生費や労働費のなかの失業対策費等の一部は福祉支出と考えてもよい項目である。

しかし公表資料を利用して分析を進めるためにはこのような詳細な分類は不可能である。現在の地方財政を全国的に分析するための資料である『地方財政統計年報』および『市町村別決算状況調』で得られる決算統計上の民生費(款)は、社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、生活保護費、災害復旧費の「項」に区分されている。全国都市計の決算では、災害復旧費を除くと、それぞれ20%以上の構成比を示しているが、これについての詳細な資料は入手できない。

それぞれの事務・事業の内容をより詳細にみるには、「目」や「節」の項目まで遡る必要がある。決算統計の「基本表の作り方」によれば、社会福祉費の内容は、①社会福祉関係職員に係る事務費、②福祉事務所費、③身体障害者・精神薄弱者等の援護関係経費(障害福祉費)、売春防止法に基づく要保護婦人対策に要する経費、④国民年金証紙売捌き受託事務費、⑤同和対策費、⑥新生活運動費のような普遍的な社会福祉事務に要する経費、⑦国民健康保険・公益質屋・交通災害共済事業会計への繰出金または貸付金等となっている。

老人福祉費のなかには、①老人福祉関係職員に係る人件費、②老人福祉法に基づいて行う老人家庭奉仕等の老人福祉行政に要する経費(老人保護措置経費等)、③老人ホーム等老人福祉施設に係る経費、④老人保健医療事業会計への繰出金が含まれている。

児童福祉費は、①児童福祉関係職員に係る人件費、②児童福祉法に基づく措置費・児童館や保育所等の児童福祉施設に要する経費、③青少年の非行防止に係る経費、④児童扶養手当事務費、⑤母子福祉資金の貸付け及び償還に要する経費、⑥児童手当のうち当該団体の職員以外の者に支給するもの、となっている。

これらの事業内訳の全国的な数値が得られないため、一つの事例としてデータの入手できたある

市（以下A市とする）の決算統計から見てみよう。社会福祉費の中身は、半分以上が障害福祉費と国民健康保険への繰出金の合計で占められていることがわかる。老人福祉費は、老人ホーム費やホームヘルプ等の老人援護費、老人保健繰出金、老人医療費（65歳～70歳までを対象）の3項目でおよそ65%を占める。児童福祉費は保育所費が半分以上を占め、児童措置費がこれに次ぐといった構成になっている。注意すべき点は、この数値は大都市圏に位置するかなり豊かな都市の例であり、必ずしも日本の都市の平均的な構成比ではないかも知れないことである。

つぎに、衛生費は公衆衛生費・結核対策費・保健所費・清掃費の4分類が、労働費は失業対策費、労働諸費の2分類がなされているに過ぎず、これらの一部を取り出すことはできない。

このように都市別あるいは都道府県別に衛生費や労働費の一部を分離することは資料上困難であるから、本稿では民生費に限定し、その内容を検討することにしよう。

人口一人当たりでみた都道府県別市町村計の1989年度民生費決算額は最高が高知の74,771円、第2位の東京73,864円、第3位の北海道66,486円に対し最低は埼玉の26,928円と比較的地域間格差が小さく変動係数でみても0.2646程度である。³⁾

(2) 単独事業費と補助事業費

既述した民生費は、他の歳出と同様に、地方団体の判断で支出される単独事業費と国からの補助金等を受けた補助事業費に分類される。通常の補助事業費は国の定めたナショナル・ミニマムを達成するためなどに補助される事業であり、各地域で一般的に行われる支出に対するものである。これに対して単独事業は国からの補助金を受けないで地方団体が独自に支出するもので、その地域特有の財政需要に応じるもの、あるいは国が補助対象として認めていないが支出する必要があるものである。

ところで現在入手可能な地方財政関係の公表資料では福祉関係の支出は単独事業と補助事業に分けられていない。先進的な福祉支出はほとんど単

独事業として始められているが、これらの動向を全国的規模の決算ベースで把握することができない。そこで、本稿の主要な分析ではやむを得ず決算統計の福祉支出として民生費（老人福祉費）の単独事業費と補助事業費の合計を用いてデータを分析することにする。

しかし、われわれはある府県（以下B県という）内市町村の福祉に係る支出を単独事業と補助事業に分類した1990年度のクロスセッション・データを得ることができた。B県は都市圏域に属する地域にあり、財政状態がかなり良好な都市・町村から構成されている。この資料を分析した限りでは予想されるほど単独事業と補助事業の乖離は大きくなく、両事業は密接に関連しているといえそうである。B県内の市町村の単独事業費を補助事業費で回帰したクロス・セクション分析の結果が以下に示されている。⁴⁾

$$\begin{aligned} (\text{民生費：単独分}) &= 654.04 + 0.9240 (\text{民生費：} \\ &\text{補助分}) \quad (19.11)^* \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{自由度修正済決定係数} &= 0.8966 \\ (\text{老人福祉費：単独分}) &= 266.56 + 2.2388 (\text{老人} \\ &\text{福祉費：補助分}) \quad (18.88)^* \end{aligned}$$

$$\text{自由度修正済決定係数} = 0.8902$$

以上の推定結果から示されるように、民生費の単独分は補助分と密接に関連しており、得られた係数は0.9240と比較的1に近い。一方、老人福祉費は、民生費に比べて、補助分の老人福祉費の係数が2.2388と大きく、これは単独事業のウェートが高いという現状を示している。将来的にも、地域福祉の充実が単独事業を通じて実施される公算が高いため、単独事業を積極的に行う地方団体とそうでない団体の間の福祉地域間格差が問題となろうし、地方団体間で大きな格差が現実には生じた際には地域に住む住民がどの程度までの格差を是認するかの問題も生じてこよう。

(3) 府県別格差と老人福祉費の決定要因

都道府県別市町村計の老人福祉費を人口一人当たり金額でみると東京の金額が突出しており、18,622円となっている。第2位は北海道13,443円、最下位は埼玉の5,784円である。また全体としての変動係数は0.2402と民生費総額の変動係数より小さい。⁵⁾

直観的にも理解されるように、一般的な傾向として一人当たり老人福祉費は高齢化の程度に依存する傾向があり、島根、高知、鹿児島など地方部の高齢化の著しいところまでは老人福祉費も多い。しかし、詳細にみれば老人福祉費は必ずしも高齢化の程度だけに規定されるわけではない。例えば老人福祉費が最大の東京は高齢化率は41位であるし、第2位の北海道のそれは37位である。

既に述べたように、地方団体の支出する老人福祉費を構成する大きな部分は老人医療費、老人保健医療事業会計への繰出と老人援護費である。老人医療無料化は1973年1月から実施され、これ以降急増した老人医療費は1983年2月の老人保健法の施行後も増加を続けてきた。また、老人ホーム費やホームヘルプ等を中心とする老人援護費も1970年代からの各種施策の充実にもともない増加している。

そこで老人医療費、老人保健への繰出などの老人に対する医療費に関連する経費を代表するものとして老人保健拠出金を考え⁶⁾、これと老人福祉費との関連を見てみよう。都道府県別市町村計の金額ベースでみた両者の相関係数は0.91にもなる。さらに、この傾向から大きくはずれている東京を標本から除くと相関係数は0.96にもなり、老人保健拠出金が老人福祉費と密接な関連があることが理解される。老人一人当たり老人保健拠出金の大きいのは大阪、北海道、高知や福岡など医療費が高いといわれる地域である。

つぎに、老人援護費を代表するものとして老人ホームを取り上げ、人口千人当りの老人ホーム定員数⁶⁾と老人福祉費の関連を見てみよう。老人援護費にはさまざまな費目があるため老人保健拠出金ほど密接な関連ではないが、やはり老人福祉費

と老人ホーム定員数の間には関連があり、相関係数は0.42である。この場合にも全体とは異なった傾向を取る東京を除くと相関係数は0.61になる。

以上の議論をもとにして、齊藤慎・中井英雄(1991)で得た府県別一人当たり老人福祉費の方程式は以下のようなものである。説明変数として自治体の財政状況を示す財政力指数、地域別の老人医療費の代理変数である一人当たり老人保健拠出金、地域人口の高齢化を示す65歳以上人口割合⁷⁾、老人援護費の代理変数である65歳以上人口千人当たり老人ホーム定員数を採用した。⁸⁾

$$\begin{aligned} (\text{老人福祉費}) = & -16091.51 + 10168.4 (\text{財政力指数}) \\ & + 24199.2 (\text{一人当たり老人保健拠出金}) \\ & + 887.283 (65歳以上人口割合) \\ & + 175.316 (65歳以上人口千人当} \end{aligned} \quad (3.84)^*$$

たり老人ホーム定員数)

SAMPLE ; 47 自由度修正済決定係数 = 0.4355

推定された係数はいずれも符号条件を満たし、かつ統計的にも5%水準で有意であるが、決定係数がやや低い。これは一人当たり老人福祉費の説明に関して重要な変数が欠けている可能性を示唆しているが、入手しうる資料を用いてはこれ以上の改善はできなかった。また上記の方程式で有意となっている財政力指数の係数に関しては注意が必要である。他の説明変数を用いたときには財政力指数の係数が有意でなくなったり、あるいは負の係数が得られたこともあった。

本稿ではこの推定式をもう少し改善するファクターを考察してみよう。上記の方程式は近年の自治体の老人福祉に対する取り組みの姿勢を示す要因が含まれていない。そこで、自治体の福祉に取り組む姿勢を代表する変数として老人家庭奉仕員数を加えたのが以下の式である。⁹⁾

$$(\text{老人福祉費}) = -10735.73 + 4235.44 (\text{財政力指数}) \quad (1.50)$$

$$\begin{aligned}
 &+ 22225.8 \text{ (一人当たり老人保健} \\
 \text{拠出金)} &\quad (3.50)^* \\
 &+ 759.136 \text{ (65歳以上人口割合)} \\
 &\quad (4.42)^* \\
 &+ 84.174 \text{ (65歳以上人口千人当} \\
 &\quad (1.51) \\
 \text{り老人ホーム定員数)} \\
 &+ 14.904 \text{ (老人家庭奉仕員数)} \\
 &\quad (3.69)^* \\
 \text{SAMPLE ; 47} \quad &\text{自由度修正済決定係数} = 0.5661
 \end{aligned}$$

上記の推定式との主要な相違点は決定係数がやや改善された点と財政力指数および65歳以上人口千人当たり老人ホーム定員数が統計的に有意でなくなったことである。

さらに福祉の問題に密接に関連する家族関係のあり方を推計に反映させてみよう。地域によって異なる家族による相互扶助のあり方を考察するために、深谷昌弘(1977)の社会保障に関する国際比較分析で取りあげられた家族的な要因である平均世帯規模を説明変数として取り上げてみよう。深谷氏の指摘するように、主として核家族化から生じる世帯人員の減少は家族の相互扶助機能を弱め社会保障的支出を増加させることは経験的にも明らかのように思われる。そこで上記の説明変数に平均世帯人員をつけ加えた方程式を推計した。⁴⁾

$$\begin{aligned}
 \text{(老人福祉費)} &= -1218.63 + 4059.82 \text{ (財政力指} \\
 &\quad (1.53) \\
 \text{拠出金)} &+ 13931.3 \text{ (一人当たり老人保健} \\
 &\quad (2.06)^* \\
 &+ 670.533 \text{ (65歳以上人口割合)} \\
 &\quad (4.07)^* \\
 &+ 93,453 \text{ (65歳以上人口千人当} \\
 &\quad (1.79)^* \\
 \text{り老人ホーム定員数)} \\
 &+ 11,095 \text{ (老人家庭奉仕員数)} \\
 &\quad (2.73)^* \\
 &- 2651.942 \text{ (平均世帯人員)} \\
 &\quad (-2.59)^* \\
 \text{SAMPLE ; 47} \quad &\text{自由度修正済決定係数} = 0.6190
 \end{aligned}$$

追加された説明変数である平均世帯人員の係数は期待通り負で統計的にも有意に検出された。⁸⁾ また前の方程式で有意でなかった65歳以上人口千人当たり老人ホーム定員数の係数が10%水準を採用すれば有意になったことが注目される。しかし齊藤愼・中井英雄(1991)で得られた推定結果との大きな違いは財政力指数が10%水準でも有意でない点である。財政力指数が老人福祉費にどのようなかたちで影響するかについては本稿のように集計されたデータを用いた検証は困難であるため、全国都市別データを用いたより詳細な検証を行わなければならない。この点は今後の研究課題としたい。

3. 固定資産税と地方財源格差

バブル期においては、都市圏の地価の異常ともいえる高騰を契機として地価税が国税として導入された。最近では固定資産税の改正が話題になるなど、土地保有に対する課税が大きな問題となっている。これまで土地に直接関係する税として道府県税である不動産取得税があり、さらに市町村による固定資産税、特別土地保有税、都市計画税など、もっぱら地方財源の重要な一部を構成してきており、国税は土地保有には課税してこなかった。しかし土地保有に愛する税である地価税の課税対象はかなりの程度固定資産税と重複する。地価税導入前に本間正明・中井英雄・齊藤愼(1990)において固定資産税増税と地方住民税減税のタックス・ミックスを提案したが、結果的には固定資産税改革は行われず、国税として地価税が導入された。この固定資産税改革を行えなかった理由の一つとして、固定資産税評価額がこの時点では実勢価格に比べて異常とのいえるほど低かつ地域的な差がかなり大きく、その結果として実効率が表面税率の1.4%に比してきわめて低いことがあげられよう。⁹⁾ 低い固定資産評価を引き上げることは土地の保有コストを増加させ、地価対策の一環となり得るにも拘らず実行されにくかったのは、一つには評価の引き上げが地方間の財源格差を拡大するためであろう。¹⁰⁾ 評価率を全国平均値

から引き上げ、同時に税収が一定となるように住民税を減税したときに地域間の財源配分がどのように変化するかのシミュレーションが中井英雄(1990)および本間正明・中井英雄・齊藤慎(1990)で行われており、東京都の税収が突出し、地域格差がきわめて大きくなるとの結果が得られている。

地方公共団体間で既に税収にかなりの地域間格差が存在し、もし固定資産評価の引き上げが税収格差拡大の効果を持つとすれば、地価対策の側面だけから評価率を高めることは格差をさらに拡大することになる。しかし、適切な政策手段を割り当てることによって格差をそれほど拡大しないような改革が可能であれば、地方税としての固定資産税を土地対策に割り当てることが考えられるとの結果を中井英雄(1990)および本間正明・中井英雄・齊藤慎(1990)が解明しており、格差の拡大を少しでも減少させるためには現在小規模住宅に適用されているいわゆる四分の一特例を拡大させることが有益だとの提言を行った。

平成6年度に予定されている固定資産税の評価替えはこのような提言と方向を同じくするものであり、地域ごとに異なっていた実効税率を等しくさせるために固定資産税評価(土地分)を地価公示価格の7割程度に引き上げ、一方では現行の二分の一特例を三分の一に、四分の一特例を六分の一に引き上げようとするものである。予想される税負担の急増に対してはこれまで以上の負担調整措置がなされる。^{11) 12)}しかし、今回の改正で注目すべきは固定資産税増税のみが行われ上記のシミュレーションで行われたような大規模な減税が行われない点である。

このような固定資産税改正が行われると、地方全体としての税収は増加するものと思われるが、現在以上に税源の配分が偏在化しよう。なぜなら、現在の固定資産税評価額の公示地価に対する割合は都市部ほど低く地方圏では比較的高いから、これを全国一律の割合にまで高めれば都市部ほど大幅な増税になるからである。また既に指摘したように、住民税減税が同時に行わなければ納税者にとってはかなりの実質増税になる。

4. むすびにかえて

高齢化社会を迎えて急増する可能性のある市町村における福祉の代表的な支出として、まず第一に、老人福祉を取り上げた。齊藤慎・中井英雄(1991)では老人福祉に対する需要側の要因として65歳以上人口割合および一人当たり老人保健拠出金を、直接的な供給側の要因として65歳以上人口千人当たり老人ホーム定員数をとりあげ、さらにこれらに加えて地方団体の財政力が影響を与えるかどうかを都道府県別に集計された市町村のデータおよび全国都市別データを用いて検証し、これらの変数が統計的に有意であるとの結論を得ていた。本稿ではこれらの要因に自治体の福祉に取り組む姿勢を代表する変数として老人家庭奉仕員数を、さらに高齢化社会における家族の相互扶助機能を代表する平均世帯人員を加え方程式を改良した。

将来の福祉支出を考える上では、需要を規定する高齢化の進展は所与とせざるを得ないが、対象者の福祉水準を向上させる具体的施策についてはさまざまな可能性がある。福祉政策を充実させればさせるほど地方公共団体にとってはコストが大きくなることは疑いないし、最終的には国民が全体としてどの程度の福祉支出そして負担を望ましいと考えるかに依存しよう。この意味で固定資産税改正はこれからの高齢化社会を考察する上での象徴的な問題点かも知れない。固定資産税の負担が高所得者に重いことは勿論であるが、人生のライフ・サイクルを考えると高齢者により負担の重い税であるといえよう。経常的な収入が少なく年金で慎しく自宅に住んでいる高齢者の負担が重くなる。資産価値の高い自宅を保有している高齢者にどの程度の負担を求めるべきか、また求めるとすればどの様な形で求めるかの検討が必要な時期にきているように思われる。

しかし同時に考慮しなければならないことは、これからの家族のありようが地方公共団体のとりうる福祉施策および税制の可能性を限定する点である。日本における社会保障支出の先駆的な研究で深谷昌弘(1977)が指摘するように、家族にお

ける世帯人員数の減少は家族の相互扶助機能を弱め、公的部門の役割を増大させよう。現在日本で考えられている高齢化への対処はこの意味でやや楽観的かも知れない。宮島洋（1992）も指摘するように、国民負担率の抑制といった性格の強い「安上がり」の発想が本当に実現可能であるかどうかを検討する必要がある。

本稿作成に際して齊藤慎（1991.1992）、齊藤慎・中井英雄（1991）および本間正明・中井英雄・齊藤慎（1990）を参考にした。

また本研究に対して平成4年度科学研究費補助金（課題番号04630055）から研究助成を受けた。

注

*大阪大学教養部

- 1) この点については『人口の動向 日本と世界 1991-92』（厚生省人口問題研究所監修）および新藤宗幸（1991）を参照されたい。
- 2) 深谷昌弘（1977）を参照されたい。
- 3) この数値は都道府県別に集計された市町村を対象にしたものであり、バラツキが小さくでている。実際の地方団体のバラツキはさらに大きく、全国の都市別データを用いた場合には人口一人当たり民生費が最大となるのは福岡県山田市の19万548円に対し最小値は岐阜県可児市の1万5,941円と12倍程度の格差があり、変動係数は0.3911になる。
- 4) 係数の下の括弧内の数値はt-値を示し、*は5%水準で、**は10%水準で有意であることを示す。
- 5) 人口一人当たり老人福祉費のバラツキについても民生費と同様のことがいえ、全国の都市別データでの変動係数は0.5022である。
- 6) 資料上の制約から、データは昭和63年度のものを用いた。
- 7) 平成元年10月1日現在推計人口による。
- 8) 深谷昌弘（1977）が国際比較で用いた家族のリスク・プール指標である生産年令人口比率と平均世帯規模の積の平方根を説明変数に用いた推計式でも有意な結果を得たがより決定係数の高い本稿での定式化を採用した。
- 9) たとえば、中井英雄（1990）を参照されたい。

- 10) その他にも、固定資産税は本来地方公共団体の提供する公共サービスからの受益に対する課税であり、必ずしも地価に連動すべきではないという、地方財政の専門家といわれる人々の主張もある。
- 11) これ以外に固定資産税評価の上昇割合の高い宅地に対しては暫定的な課税標準も導入され、税負担が急増しないような措置がなされている。
- 12) 都市計画税についても同様の措置がなされている。

文献一覧

- 固定資産税務研究会（1989）『平成元年度版要説固定資産税』ぎょうせい。
- 齊藤慎（1989）『政府行動の経済分析』創文社。
- 齊藤慎（1991）「国民健康保険と地方財政」『大阪大学経済学』第41巻第2・3号。
- 齊藤慎（1992）「高齢化と老人福祉費」『高齢化時代の地域福祉Ⅱ－平成3年度地方財政基本問題研究委員会報告書－』財団法人地方自治協会。
- 齊藤慎・中井英雄（1991）「福祉支出の地域間格差～市町村歳出決算の老人福祉費を中心として～」『季刊社会保障研究』第27巻3号。
- 新藤宗幸（1991）「地域福祉と国・地方の役割分担についての試論」『高齢化時代の地域福祉－平成2年度地方財政基本問題研究委員会報告書－』財団法人地方自治協会。
- 地方財務協会（1984）『地方税制の基本的あり方に關する報告』。
- 地方税財政制度研究会（1987）『固定資産税の理論と実態』（木下和夫監修）ぎょうせい。
- 塚原康博（1990）「社会福祉支出決定メカニズムの計量分析」『季刊社会保障研究』第26巻2号。
- 中井英雄（1990）「固定資産税の土地評価実態と評価率改訂のシミュレーション」『近畿大学商経学叢』第三七巻。
- 林 宜嗣（1990）「土地問題と財政」（本間正明編著）『ゼミナール 現代財政入門』日本経済新聞社。
- 深谷昌弘（1977）「人口の高齢化と社会保障」『季刊現代経済』第28号。
- 本間正明・中井英雄・齊藤慎（1990）「地方財源格差と固定資産税」『大阪大学経済学』第40巻第1・2号。
- 宮島洋（1992）『高齢化時代の社会経済学』岩波書店。

Key Words (キー・ワード)

Welfare Expenditure (老人福祉費)、Finance (財政力指数)、
Property Tax (固定資産税)、Aged People (高齢者)、Tax Reform (税制改革)

Welfare Expenditures for the Aged and Property Tax Reform

Shin Saito

School of General Education, Osaka University
Comprehensive Urban Studies, No.49, 1993 pp.95-103

This Paper treated the Regional Disparity in Welfare Expenditures for the Aged and Property Tax Reform. We got the following two points.

- (1) The Number of home-helper and average household size do effect Welfare Expenditures for the Aged.
- (2) If we change the ratio of deduction of property tax from $1/2$ to $1/3$, we cannot correct revenue disparity of property tax. To reduce the regional disparity, we should set the deduction ratio at least $1/5$.